

NPO法人佐賀消費者フォーラム

適格消費者団体認定 記念報告会

NPO法人佐賀消費者フォーラムは、今年2月23日に内閣総理大臣より適格消費者団体として認定されました。それを記念して、報告会を開催致します。

また、記念講演は消費者庁において適格消費者団体の差止請求制度の法改正を担当された消費者制度課長の加納克利 氏にお願いし、地方における「適格消費者団体の役割と期待すること」についてお話しいただきます。

日時 平成28年 **4月16日(土) 13:30~15:30** (開場13時)

会場 **佐賀商工ビル 7階大会議室** (定員120名)
佐賀市白山2丁目1-12 TEL:0952-40-2002 (裏面の会場地図と駐車案内をご覧ください)

主催 NPO法人佐賀消費者フォーラム

参加費 **無料** (どなたでも参加できます)

プログラム

◆来賓あいさつ、活動報告など

◆記念講演「**地方の適格消費者団体の役割と期待(仮題)**」

講師:消費者庁消費者制度課長

かのう かつとし
加納 克利 氏



講師紹介

消費者庁 消費者制度課長 **加納 克利 氏**

平成11年 弁護士登録(大阪弁護士会)

平成19年 内閣府国民生活局消費者企画課消費者団体訴訟室長
~適格消費者団体の差止請求制度の法改正を担当する。

平成22年 消費者庁企画課(11年から消費者制度課)企画官
~「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の
裁判手続の特例に関する法律」案の作成にあたる。

平成25年 7月から現職

お問合せ先 NPO法人佐賀消費者フォーラム

Tel/Fax : 0952-37-9839

メールアドレス: scf@forest.ocn.ne.jp

ホームページ http://www.saga-consumersforum.or.jp

適格消費者団体とは

内閣総理大臣が認定する「適格消費者団体」は、消費者全体の利益擁護のために、消費者に代わって、事業者の不当な行為を裁判所へ「差止請求」できる唯一の組織です。

適格消費者団体が差止請求できるのは、

- 1 事業者の不当な勧誘や、消費者に不当な負担を強いる契約条項。
(消費者契約法違反)
- 2 商品やサービスの品質・価格等を偽って、消費者に誤認させる不当な表示。
(景品表示法違反)
- 3 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売などにおける事業者の不当な行為。
(特定商取引法違反)
- 4 食品の原材料や産地・添加物・栄養成分・消費期限等を偽って表示する行為。
(食品表示法違反)

あなたの周りで
こんなトラブルは
ありませんか？



ブランド品が
こんなに安いなんて!!



チラシではシミ、しわが
きれいになるって書いて
あったのに

ええっ!!
話しが違う~



銀行に預けても
金利は低いけど、
この投資なら
大丈夫!



インターネットが安く
使えるって本当!?

私たちはこのような 活動をしています

私たちは、消費生活の安全・安心に寄与することを目的に、次の活動をしています。

- 消費者被害の防止・救済のための調査・研究
- 消費者に対する啓発・支援
- 消費者政策に関する提言
- 事業者の不当約款・不当勧誘等の差止要求

■ 佐賀商工ビル 提携駐車場案内図 ■



お車でお越しの方へ

佐賀商工ビル敷地内の駐車場か、左の地図にある提携駐車場(唐人南パーキング・アネックスパーク第2駐車場)をご利用下さい。

駐車券は会場へお持ちください。